

条例骨子案(たたき台)

前回の検討委員会の振り返り(各委員の主な発言)

条例に記載する事項について

- 条例の前文について、重要な条例では、趣旨を強調するため、前文を付けることが多い。
- 町会・自治会活動の意義・位置づけは条例の中で規定してほしい。
- 区民に関しては、文言を十分留意する必要がある。町会・自治会への参加等の努力義務は避けたほうが良いのではないか。あくまでも自由参加
- 町会・自治会への加入ではなく一緒に楽しみましょうという形が良い。
- 活動を重視し、重点的に取り組んでいる活動の明記なども検討する必要がある。
- 町会・自治会については、透明性確保や広く区民を受け入れる姿勢が今後一層求められるのではないか。
- マンションについては、特別な考慮が必要。また、分譲マンションにおける管理組合や、賃貸マンション、一括借り上げなど様々な形態があることを前提に、条例の役割を考える必要があるのではないか。
- マンションのほか、大学や学校との連携、事業者（企業）や商店会との連携についても目配りができる条例が望ましい。
- 事業者については、地域で利益を上げている主体。明確に協力を求めても良いのではないか。

(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例の目次案

地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちを実現

I. 前文

- ・ 制定の趣旨、理念、目的などを強調して述べる文章
- ・ 各条文の解釈の基準となるもの

II. 総則

- ① 目的…条例制定の目的
- ② 定義…地域コミュニティ、町会・自治会等の定義
- ③ 基本理念…条例を推進する上での基本的な考え方

各主体が役割、区が責務を遂行することで
条例や総則が示す姿を実現する

III. 役割

- | | | |
|----------|---------------|--------------|
| ① 町会・自治会 | ④ マンション等建設事業者 | ⑦ 大学・専修学校等 |
| ② 区民 | ⑤ マンション管理者等 | ⑧ その他地域活動団体等 |
| ③ 区内事業者等 | ⑥ 小中学校・高校 | |

区の責任をもって果たすべき役割・支援

IV. 区の責務

- ・ 条例趣旨の理解促進
- ・ 必要な施策の検討・推進
- ・ 町会自治会への配慮

責務の中で核となる取り組み

V. 施策の推進

- ・ 施策の3つの柱
- ① 町会・自治会の持続可能な組織づくり
- ② 地域コミュニティの基盤づくり
- ③ 安全安心で快適なまちづくり

(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例の骨子案(たたき台)とこれまでの意見

I. 前文

【記載する事項(たたき台)】

- 町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織として、地域の防災・防犯、環境美化、福祉、世代間交流等、さまざまな活動を行っており、地域コミュニティにはなくてはならない存在である。
- 近年、生活様式の変化や価値観の多様化等により、町会・自治会加入率の低下や活動の担い手不足が深刻化している。
- 新宿区は昼間人口の半数以上が在勤者・在学者であり、また、転入者も多い。こうした中、区民や地域で活動するさまざまな主体が、地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深めるとともに、町会・自治会活動に参加、協力、連携することが地域コミュニティの活性化につながる。
- 将来にわたり、地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちを実現するため、町会・自治会の活性化を図る。

これまでの意見等

【検討委員会】

- 「町会・自治会は本当に必要なのか？」という意見に対して「町会が必要である」ということを盛り込む必要がある。
- 前文が必要だということになったら、前文の内容や文体について議論していきたい。
- 難しい言葉を避けて、平易で心に響く表現がよい。
- 町会・自治会に対する区民ニーズの高度化は他の調査でも裏付けられている重要なポイントである。
- 2つのきょうかん、“共感”と、一緒に汗をかく“共汗”が必要。お互いに支え合い、心にかかけ合う、そういうまちづくりをしていくことを条例に盛り込んでいただきたい。
- 条例を読んだ際に明確に伝わる文章がよい。

【町会・自治会との意見交換会】

- 町会の相互互助機能について触れてほしい。
- 町会・自治会の位置付けや役割を行政からきちんと示すことで、その重要性を認識してもらえ。「協働」や「パートナー」等では意味が伝わりにくい。
- 町会・自治会に加入することのメリット、デメリットを明確に示してもらいたい。
- 条例によって「新宿区全体で町会・自治会を盛り上げていきましょう」という雰囲気を作ってもらいたい

II. 総則

これまでの意見等

① 目的

【記載する事項（たたき台）】

- 町会・自治会の活性化の推進に係る基本理念を定め、町会・自治会、区民、区内事業者、マンション等建設事業者、マンション管理者等、小中学校・高校、大学・専修学校等、その他地域活動団体等の役割及び区の責務を明らかにするとともに、町会・自治会の活性化に必要な施策に取り組むことで、地域コミュニティの活性化を図り、暮らしやすいまちの実現を目指す。

【検討委員会】

- 条例の目的は町会・自治会活性化なのか、地域コミュニティ活性化なのか。

【町会・自治会との意見交換会】

- 条例の目的がはっきりしていない。

② 定義

【記載する事項（たたき台）】

- 町会・自治会
区内の一定の地域に居住する者の地縁に基づき形成された団体

【他自治体における定義例】

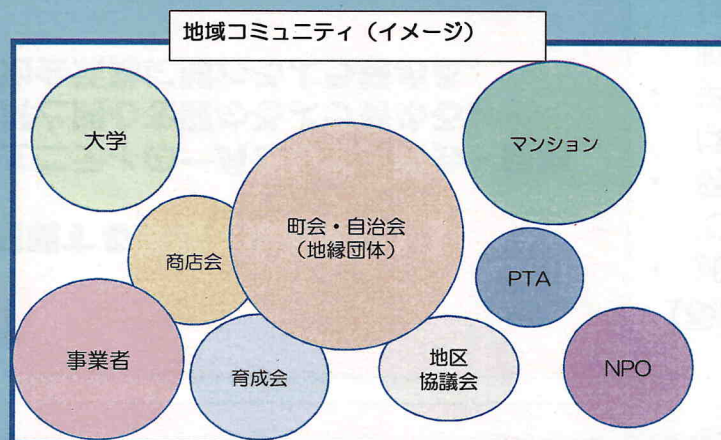
- 区の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（自治会等を含む。）をいう。（渋谷区）
- 区内の一定の地域内に居住する者及び事業者等により組織され、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。（豊島区）
 - 地域コミュニティの中心となって活動しているもの
 - 団体相互の親和を目的とする連合組織に加盟しているもの
 - 規約又は会則を定め、適切な会計管理を行っているもの
- 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（地域コミュニティの形成に取り組む管理組合を含む。）をいう。（八王子市）

II. 総則

これまでの意見等

② 定義(続き) 【記載する事項(たたき台)】

- ・ **地域コミュニティ**
区内の一定地域における区民相互のつながりを基礎とする地域社会



※このほか、区民、マンション等の定義を定める

【他自治体・国の定義例】

- ・ 区民相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。(品川区)
- ・ 町会区域を基礎的な単位とする地域における多様な人のつながりをいう。(豊島区)
- ・ 市内の区域内における市民相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。(立川市)
- ・ (生活地域、特定の目標、特定の趣味など) 何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団(人々や団体)。この中で、共通の生活地域(通学地域、勤務地域を含む。)の集団によるコミュニティを地域コミュニティという。(総務省(コミュニティ研究会))

③ 基本理念 【記載する事項(たたき台)】

- ・ 町会・自治会の自主性・主体性に基づき、町会・自治会の活性化を図る。
- ・ 区民や地域で活動するさまざまな主体が地域コミュニティの一員として町会・自治会への理解と関心を深め、町会・自治会活動に参加、協力、連携することで、町会・自治会の活性化を図る。

【検討委員会】

- ・ 条例は積極的に活動している人の助けになると良い。
- ・ 条例によって新宿区のバックアップを示して、勧誘しやすくなると良い。

【町会・自治会との意見交換会】

- ・ 我々が活動や加入促進に活用できるような道具になると良い。
- ・ 町会・自治会加入促進ハンドブックに町会・自治会に関する理念が記載されている。

Ⅲ.役割

これまでの意見等

① 町会・自治会

【記載する事項（たたき台）】

- ・ 地域コミュニティの中心的な組織として、地域コミュニティの発展に寄与する。
- ・ 区民や地域で活動するさまざまな主体が町会・自治会への理解と関心を深め、町会・自治会活動に参加、協力、連携することができるよう、活動の理解促進、区民相互の交流及び協働に努める。

【検討委員会】

- ・ 町会・自治会には運営・会計等の透明化が求められる。
- ・ 町会員ではないが町会活動をお手伝いしたい方の町会側の受け入れも重要。

【町会・自治会との意見交換会】

- ・ 条例によってこれまで以上の取組や活動を求められると困る。
- ・ 条例制定によって、町会・自治会側にこれまで以上に透明性や公平性が求められる。
- ・ 地域で困っている人を専門機関につなげる（被虐待児を児相へ通報など）役割を町会が担うということを明記してはどうか。

② 区民

【記載する事項（たたき台）】

- ・ 地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深めるよう努める。
- ・ 町会・自治会活動に関わるよう努める。

【検討委員会】

- ・ 加入の強制はせず、あくまで自由参加で町会・自治会が活性化していくべき
- ・ 努力義務によって、条例が住民に対しての脅しのようなことは避けたい。
- ・ 努力義務も難しければ、「町会の一員になることの認識をもって、町会活動について深い関心・理解を持つものとする」といった表現等の工夫はできる。

【町会・自治会との意見交換会】

- ・ 加入について強制力を持たせたい。
- ・ 地域のボランティア参加要請などの項目が入るとよい。
- ・ 区民にとって町会活動への参加は自由であり、努力義務でも役割を記載することに反対である。

Ⅲ.役割

③ 区内事業者等

【記載する事項（たたき台）】

- 地域コミュニティの一員として、所在する地域の町会・自治会への理解と関心を深める。
- 町会・自治会活動に参加、協力、連携するよう努める。

これまでの意見等

【検討委員会】

- 民業に対しては「こういう協力をしてもらいたい」と明確に謳ってもらえれば検討が進むと思う。
- 各主体に町会・自治会への加入を強いるような内容ではなく、サポーター的な役割やみんなで楽しもうというような内容にできると良い。

【事業者ヒアリング】

- （きらぼし銀行）条例は良い取組だと思う、消極的な印象はない。
- コンビニ各店舗に情報周知する際は日本フランチャイズチェーン協会を経由するのがよい。
- 新宿区のコンビニ店舗が地域活動に協力する場合、人的な支援よりも物的な支援のほうが協力しやすい。
- 条例に規定する場合、「しなければならない」ではコンビニオーナーから反発があるかもしれないが、「可能な限り努力する」等であれば受け入れられると思う。
- 地域連携は重要だが、大学は教育・研究が最優先になるため、支障がない範囲でしか協力できないため、過度な期待を持たれるのは困る。

【町会・自治会との意見交換会】

- 区域内の商友会と連携し、個人事業主が商友会に加入する際に合わせて町会の加入につなげている。
- 地域内に商店会がなくても、他の地域の商店会や企業等と連携できれば活性化につながるのではないかと。
- 民泊業者が増加しており、民泊に関する視点を入れることも検討してほしい

Ⅲ. 役割

これまでの意見等

④ マンション等建設事業者

【記載する事項（たたき台）】

- ・ 町会・自治会への理解と関心を深める。
- ・ マンション等を建設する際は、建設予定区域の町会・自治会との連携について事前に協議しなければならない。
- ・ 協議した事項について、マンション管理者等に引き継がなければならない。

協議内容

- ・ マンション等を建設する際は、マンション等の立地予定地域の町会・自治会と相互に連絡を取り合うことができるよう、連絡調整担当を設けること

⑤ マンション管理者等

【記載する事項（たたき台）】

- ・ 地域の町会・自治会への理解と関心を深める。
- ・ 町会・自治会とマンション等建設事業者が協議した事項を引継ぎ、これを遵守する。
- ・ 地域の町会・自治会活動への参加、協力、連携について協議する。

協議内容

- ・ マンション等が立地する地域の町会・自治会と円滑な連携を行うために連絡調整担当を設けること
- ・ 町会・自治会から（チラシ掲示等のための）共用部への立ち入りを求められた際には、可能な範囲で協力すること

【検討委員会】

- ・ マンションについては、分譲マンションと賃貸マンション、事業者の一括借上の3形態あると思う。それぞれの位置付けや会費などを明確にする必要がある。
- ・ 事業者に開発許可を出す条件として町会への参加を義務付けてほしい。

【町会・自治会との意見交換会】

- ・ マンションや居住者に対し、条例で積極的に加入促進してほしい。
- ・ 賃貸マンションからの町会費回収が困難であるため、区が支援してほしい。
- ・ 今後のイベント運営にはマンションの住民参加が必要になる。
- ・ ワンルームマンション住民が地域活動に協力につながると良い。
- ・ ワンルームマンションに対して町会ができることは少ないのではないか。
- ・ マンション建設時に区から業者等に対して町会加入をお知らせしているが、町会側が対応できていない場合がある。
- ・ 建築途中は業者と町会の間で町会費やごみ、自転車などの諸課題について情報のやり取りをして町会の要望も伝えている。しかし完成した後は業者が替わりコミュニケーションがとれなくなる。
- ・ マンション側に「町会担当」を設置してもらい、町会の会合に出席することなどを求めることが重要。
- ・ 一定規模の集合住宅には防災訓練が義務付けられている。町会の訓練に参加すれば良いことにしてもらえると、マンション側の町会参加を促せる。
- ・ 小規模な集合住宅はオーナーと町会を区が繋いでほしい。
- ・ 区にマンション業者の連絡先とその遷移を追跡してほしい。

Ⅲ.役割

これまでの意見等

⑥ 小中学校・高校

【記載する事項（たたき台）】

- ・ 児童・生徒及び保護者が、地域の町会・自治会への理解と関心を深める機会を設けるよう努める。
- ・ 児童・生徒及び保護者が、地域の町会・自治会活動に参加、協力、連携する機会を設けるよう努める。

【検討委員会】

- ・ PTAで町会・自治会の方と顔を合わせる機会が多かったが、どのように連携すればよいかわからず、うまく連携できなかった。
- ・ 若い方やPTAと一緒に取り組むことでまちが盛り上がりを感じている。

⑦ 区内大学・専修学校等

【記載する事項（たたき台）】

- ・ 地域の町会・自治会への理解と関心を深めるよう努める。
- ・ 地域の町会・自治会活動に参加、協力、連携するよう努める。

【検討委員会】

- ・ 大学、学生の協力には単位の規定やボランティアの認定に伴う必要時間数の調整も必要になる。
- ・ 大学側は町会・自治会とつながるきっかけが見つからない。行政が橋渡しをして、地域活動への背中を押してもらえるようなものになると良い。
- ・ 地域の大学として地域コミュニティのサポートをしたいし、地域から信頼を得られるとよい。大学もなにができるか考えられるような条例になるとよい。

【事業者ヒアリング】

- ・ 学生が地域活動に参加することは精神面での成長につながる。
- ・ あくまで学業・研究が本務であり、地域活動参加を義務とされたり、地域からの依頼が個別で大学に寄せられることは避けたい。

【町会・自治会との意見交換会】

- ・ 学生による商店会活性化支援のつながりで、町会とも連携して学生がイベントの手伝いなどをしてきている。
- ・ 大学との連携も区がマッチングやサポートをしてくれるとよい。
- ・ バス旅行を企画した際、定員40名の枠に法人会員となっている学校の学生が20名申し込んできたことがあり、関係性が難しい。

⑧ その他地域団体等

【記載する事項（たたき台）】

- ・ 地域の町会・自治会と連携するよう努める。

【検討委員会】

IV. 区の責務

【記載する事項（たたき台）】

- 本条例の趣旨が区内の町会・自治会をはじめ、区民や地域で活動するさまざまな主体に認識されるよう周知・理解促進する。
- 本条例を推進するために必要な施策を地域と連携して行う。実施にあたっては、町会・自治会の負担にならないよう配慮する。

これまでの意見等

【検討委員会】

- 町会・自治会は住民が主体であり、その支援をするのが区であるため「区の責務」は最後に記載が良い。
- イベントで公開空地、公園、道路等を使用する際の使用許可の手続きを簡素化してほしい。

【町会・自治会との意見交換会】

- 理念を作ったうえで具体的な施策を考えていただきたい。
- 町会に加入してもらうためには魅力あるイベント実施が重要だが、イベントへの補助金は年々減額されている。
- 継続して役員を務めている人に評価や表彰をしてもらえると励みになると思う。
- 今後も他の町会の活動や連携の取組を知る機会を設けてほしい
- 区やその他関係組織から膨大な資料が町会・自治会に届き、選別等に負担がかかる。
- 条例で個人情報の取扱いについても明確にしてほしい

V. 施策の推進

これまでの意見等

【記載する事項（たたき台）】

- 町会・自治会を活性化し、地域コミュニティの活性化を図るため、「町会・自治会の持続可能な組織づくり」、「地域コミュニティの基盤づくり」、「安全安心で快適なまちづくり」に資する施策を実施する。

【検討委員会】

- 条例の中で空き家についても扱っていただきたい。
- 町会・自治会のイベント等への支援も積極的に実施してもらいたい。
- ケーブルテレビや出張所等でイベントの告知等をしてほしい。
- 結ネットは情報が多く必要な情報を見落としがちにもなるので改善できるとよい。
- マンション会員の会費は会則に明確に定められていないおらず、区に会則の整備を手伝っていただきたい（司法書士会のサポート事業は敷居が高い）。

【町会・自治会との意見交換会】

- 都営住宅は低所得者や高齢者が多く、コミュニティ活動活性化は困難。都営住宅の実態を捉えて自治会をサポートするとともに、都営住宅に若い方が住むようにしていく必要がある。
- IT活用に関するフォーマット提供などをしてほしい。
- 結ネットを更に充実させて言ってほしい。

【事業者ヒアリング】

- 区が町会・自治会の要望と学生をマッチングするポータルサイトを作る。
- コンビニオーナーに町会・自治会に関する理解促進を図ることが重要。